

様式第 2 号(第 2 条関係)

決 定 者	検 討 者	検 討 者	起案責任者
-------	-------	-------	-------

法定外公共物工事 施行変更 承認申請書 年 月 日 豊田市長 様 申請者 住 所 氏 名 連絡先 氏 名 電 話			
施 行 場 所	豊田市 (地先)		
施 行 目 的			
構 造			
数 量			
工事実施方法及び施行者名			
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
変 更 の 理 由	前承認番号 年 月 日号 豊土管 (承) 発第 号		
承 認 の 条 件	別記のとおり		
調 査 意 見			
承 認 年 月 日	年 月 日	承認番号	豊土管 (承) 第 号

添付書類

- 1 付近見取図 2 平面図 3 縦・横断面図 4 設計書及び仕様書
- 5 工作物の構造図 6 現況写真

(裏)

条 件

- 1 工事を施行しようとするときは、あらかじめ豊田市長に届け出てその指示を受けて下記の法定外公共物工事施行承認標識を設置し、施行するものとする。
- 2 工事中は工事標識を設け、夜間は赤色灯により事故が起きぬよう特に注意すること。
- 3 工事が終了したときは、豊田市長に届け出て検査を受けなければならない。
- 4 法定外公共物に設けた工作物、物件又は施設は、工事終了検査後は豊田市に帰属するものとする。
- 5 官民境界を明らかにするために係員立会いの上、コンクリート杭を設置すること。
- 6 工事に関する一切の費用は申請者の負担とする。
- 7 器材その他土砂等を法定外公共物に放置し、交通又は通水に支障を与えぬこと。
- 8 工事中他の構造物を破損した場合は、係員に連絡の上速やかに造り替えること。
- 9 工事着手前と完成後の写真、保安設備、工事施行標識及び各工種の断面を数字的に判明できる写真を提出すること。
- 10 工事の施行は申請による仕様書によるほか、次によること。
 - ア コンクリート配合、打設に当たっては係員の指示を受け、打設後は十分養生すること。
 - イ 盛土は十分つき固め、工事完成後沈下が発生しないように施行し、後日破損が甚だしい場合は、その手戻工事として施行すること。
 - ウ 側溝流末は流水により法面を損傷させぬよう処置すること。
 - エ 土砂の搬出、搬入に当たっては、法定外公共物の交通又は通水に支障とならぬよう十分注意すること。

なお、搬出、搬入等により路面又は水質を汚染した場合は申請者において即時清掃すること。
 - オ この施設により交通又は通水に著しく支障を与える行為又は使用目的の変更等により維持上の必要を生じた場合には、条件を追加し、又は変更することがある。
 - カ 豊田市施工事に支障ある場合即時移転すること。
- 11 その他不明な点については、その都度市職員と協議すること。

50cm

法定外公共物工事施行承認標識				
住所				
申請者				
氏名				
承認年月日	年	月	日	
承認番号	豊	発第	号	
施行目的				
施行構造				
施行数量				
工事期間	自	年	月	日
	至	年	月	日
豊 田 市				

60cm

様式第 4 号(第 3 条関係)

法定外公共物工事 施行変更 承認書	
年 月 日	
申請者 住所 氏名 連絡先 氏名 電話	
施行場所	豊田市 (地先)
施行目的	
構造	
数量	
工事実施方法及び施行者名	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更の理由	前承認番号 年 月 日号 豊土管 (承) 発第
承認の条件	別記のとおり

豊土管 (承) 発第 号
年 月 日

上記のとおり承認する。

豊田市長 太田稔彦

(裏)

条 件

- 1 工事を施行しようとするときは、あらかじめ豊田市長に届け出てその指示を受けて下記の法定外公共物工事施行承認標識を設置し、施行するものとする。
- 2 工事中は工事標識を設け、夜間は赤色灯により交通事故を起きぬよう特に注意すること。
- 3 工事が終了したときは、豊田市長に届け出て検査を受けなければならない。
- 4 法定外公共物に設けた工作物、物件又は施設は、工事終了検査後は豊田市に帰属するものとする。
- 5 官民境界を明らかにするために係員立会いの上、コンクリート杭を設置すること。
- 6 工事に関する一切の費用は申請者の負担とする。
- 7 器材その他土砂等を法定外公共物に放置し、交通又は通水に支障を与えぬこと。
- 8 工事中他の構造物を破損した場合は、係員に連絡の上速やかに造り替えること。
- 9 工事着手前と完成後の写真、保安設備、工事施行標識及び各工種の断面を数字的に判明できる写真を提出すること。
- 10 工事の施行は申請による仕様書によるほか、次によること。
 - ア コンクリート配合、打設に当たっては係員の指示を受け、打設後は十分養生すること。
 - イ 盛土は十分つき固め、工事完成後沈下が発生しないように施行し、後日破損が甚だしい場合は、その手戻工事として施行すること。
 - ウ 側溝流末は流水により法面を損傷させぬよう処置すること。
 - エ 土砂の搬出、搬入に当たっては、法定外公共物の交通又は通水に支障とならぬよう十分注意すること。

なお、搬出、搬入等により路面又は水質を汚染した場合は申請者において即時清掃すること。
 - オ この施設により交通又は通水に著しく支障を与える行為又は使用目的の変更等により維持上の必要を生じた場合には、条件を追加し、又は変更することがある。
 - カ 豊田市施工事に支障ある場合即時移転すること。
- 11 その他不明な点については、その都度市職員と協議すること。

50cm

法定外公共物工事施行承認標識				
住所				
申請者				
氏名				
承認年月日	年	月	日	
承認番号	豊	発第	号	
施行目的				
施行構造				
施行数量				
工事期間	自	年	月	日
	至	年	月	日
豊田市				

60cm